

「第6期久留米市障害福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画」

素案への意見募集について

1 趣旨

久留米市では、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、「久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画」を策定し、本市における障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策を定めています。

現「第5期久留米市障害福祉計画・第1期久留米市障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度で終了するため、現在、令和3年度からの次期計画の策定を進めています。

つきましては、市民の皆さまから広くご意見をいただくため、次のとおり意見を募集いたします。

2 意見募集期間

令和3年2月1日（月曜日）から3月2日（火曜日）【必着】まで。

3 資料の閲覧場所

- (1) 市障害者福祉課（市本庁舎14階）
- (2) 行政資料コーナー（市本庁舎地下1階）
- (3) 各総合支所地域振興課（田主丸、北野、城島、三潨）
- (4) 各市民センター（耳納、千歳、高牟礼、上津、筑邦）
- (5) 中央図書館
- (6) えーるピア久留米
- (7) 市民活動サポートセンターみんくる
- (8) 隣保館
- (9) 市ホームページ

4 意見提出方法

任意の様式に、住所、氏名（団体の場合は団体名と代表者名）、年齢、連絡先、ご意見を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 【持参】健康福祉部 障害者福祉課（市本庁舎14階）
- (2) 【郵送】〒830-8520（住所記入不要）久留米市健康福祉部障害者福祉課 あて
- (3) 【ファックス】0942-30-9752 久留米市健康福祉部障害者福祉課 あて
- (4) 【インターネット（電子申請）】

市ホームページのお知らせから『「第6期久留米市障害福祉計画・第2期久留米市障害児計画」素案』をご覧ください。

5 その他（ご留意ください。）

- ・ 寄せられたご意見に、個別には回答しませんが、貴重なご意見として、参考にさせていただきます。なお、個人情報に留意のうえ、市ホームページ上に一部掲載させていただく場合があります。
- ・ 個人情報については、市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・ 提出書類等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 計画素案に関係のない内容、個人・団体を誹謗中傷するような内容をご遠慮ください。
- ・ お問い合わせ先：健康福祉部 障害者福祉課
(TEL 0942-30-9035・FAX 0942-30-9752)

※ 裏面に、参考様式を記載しております。